

## 土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 土地区画整理審議会の委員の選挙に係る候補者、当選人並びに当選を承諾したものとみなされた者及び当選人と定めた者の住所の公告については、住所の全部の公告に支障がある場合、住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができるものとする。(第二十四条第五項、第三十五条第五項及び第十項関係)
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この政令は、令和八年十月一日から施行する。(附則関係)